

事業実施・助成ガイドライン細則1 「支援対象となる活動及び経費項目」

(支援対象となる活動項目)

第1条 以下の項目をジャパン・プラットフォーム(以下「JPF」とする)の支援対象となる活動とする。

水、衛生 (Water & Sanitation)

水供給施設設置・修復、衛生促進

保健、栄養 (Health & Nutrition)

保健システムとインフラ整備、予防医療(プライマリーヘルスケア)、臨床医療、環境衛生、栄養改善、食糧援助、疫学調査

食糧 (Food aid/Food security)

食糧配布、農業・漁業支援、インセンティブとしての食糧プログラム

生計、経済 (Livelihood/economic recovery)

収入向上、職業訓練、小規模産業復興

シェルター、生活用品、キャンプ(Shelter/NFI/Camp)

帰還支援、キャンプ、緊急物資配給

心理社会的支援 (Psychosocial)

身の安全の確保、社会的弱者ケア、精神面サポート

紛争予防 (Conflict prevention)

紛争予防機能強化、ガバナンス支援、相互信頼醸成、和解、人権保障、武装/動員 解除・リハビリおよび社会復帰(DDRR)、人材育成

教育 (Education)

設備・物資、キャパシティビルディング、教員、カリキュラム

地雷・不発弾(Mine Action)

除去、地雷回避教育、地雷被害者支援

緊急救助 (Emergency rescue)

緊急救助活動

プロテクション (Protection)

物理的な保護、社会的な保護、法的な保護、登録、モニタリング、エンパワメント
性差に基づく暴力(GBV[Gender Based Violence])の防止・発生時の対応

防災、環境 (disaster prevention & environment)

啓発教育・訓練、環境整備

アドボカシー・国際世論の喚起(advocacy)

事業支援 (Operational Service)

コモン・サービス

上記活動を開始するために必要な調査

(支援対象となる経費項目)

第2条 支援対象となる経費項目は別途定める細則11「会計にかかる措置」による。

但し、上記活動において、裨益者個人への恒久性の高い資産の供与は対象とならない。

(政府支援金の対象活動・経費項目)

第3条 政府支援金による支援対象については、別途外務省とジャパン・プラットフォームとの間で合意された内容による。

附則

1. この細則は2007年度第5回JPF常任委員会の承認を経て、2007年8月30日より施行する。

2. この細則は2011年度第2回JPF常任委員会の承認を経て、2011年6月1日より施行する。
3. この細則は2012年度第8回JPF常任委員会の承認を経て、2012年12月1日より施行する。